

平成十四年法律第二百四十七号

独立行政法人中小企業基盤整備機構法

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 役員及び職員（第七条—第十四条）

第三章 業務等（第十五条—第二十五条）

第四章 雜則（第二十六条—第三十二条）

第五章 罰則（第三十三条—第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号に該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千円以下以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

九 この法律において「経営の革新」とは、新商品の新たな生産又は販売の方式の導入、業務の新たな提供の方法の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

十 この法律において「中小企業の集積の活性化」とは、中小企業者の集積（自然的経済的社會の条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該中小企業者の集積をいう。）の存在する地域において、当該同種の事業又はこれと関連性が高い事業を行う中小企業者によって新たな経済的環境に即応した事業が行われることにより、当該集積の有する機能が強化されることをいう。

十一 この法律において「小規模企業者」とは、小規模型企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）、第二条第一項に規定する小規模企業者をいう。（名称）

十二 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人中小企業基盤整備機構とする。

十三 第四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もつて中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。

十四 第四条の二 機構は、通則法第二条第一項に規定する中期目標管理法人とする。（事務所）

十五 第五条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。（資本金）

十六 第六条 機構の資本金は、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律

（平成十四年法律第二百四十六号。以下「廃止法」という。）附則第二条第九項、第四条第十一項及び第十二項並びに中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号。以下「改正法」という。）附則第三条第六項及び第七項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

十七 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十条第一項の第一種信用基金又は第二十一条第一項の第二種信用基金に充てるべきものであるときは、それぞれの基金に充てるべき金額を示すものとする。

十八 機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

十九 第二章 役員及び職員

二十 第一條 役員（役員）

二十一 機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。

二十二 機構に、役員として、副理事長一人及び理事八人以内を置くことができる。

二十三 第二条 役員及び職員（副理事長及び理事の職務及び権限等）

二十四 第三条 役員及び職員（副理事長）

二十五 第四条 役員及び職員（副理事長）

二十六 第五条 役員及び職員（副理事長）

二十七 第六条 役員及び職員（副理事長）

二十八 第七条 役員及び職員（副理事長）

二十九 第八条 役員及び職員（副理事長）

三十 第九条 役員及び職員（副理事長）

三十一 第十条 役員及び職員（副理事長）

三十二 第十一条 役員及び職員（副理事長）

三十三 第十二条 役員及び職員（副理事長）

三十四 第十三条 役員及び職員（副理事長）

三十五 第十四条 役員及び職員（副理事長）

三十六 第十五条 役員及び職員（副理事長）

三十七 第十六条 役員及び職員（副理事長）

三十八 第十七条 役員及び職員（副理事長）

三十九 第十八条 役員及び職員（副理事長）

四十 第十九条 役員及び職員（副理事長）

四十一 第二十条 役員及び職員（副理事長）

四十二 第二十一条 役員及び職員（副理事長）

四十三 第二十二条 役員及び職員（副理事長）

四十四 第二十三条 役員及び職員（副理事長）

四十五 第二十四条 役員及び職員（副理事長）

四十六 第二十五条 役員及び職員（副理事長）

四十七 第二十六条 役員及び職員（副理事長）

四十八 第二十七条 役員及び職員（副理事長）

四十九 第二十八条 役員及び職員（副理事長）

五十 第二十九条 役員及び職員（副理事長）

五十一 第三十条 役員及び職員（副理事長）

五十二 第三十一条 役員及び職員（副理事長）

五十三 第三十二条 役員及び職員（副理事長）

五十四 第三十三条 役員及び職員（副理事長）

五十五 第三十四条 役員及び職員（副理事長）

五十六 第三十五条 役員及び職員（副理事長）

五十七 第三十六条 役員及び職員（副理事長）

五十八 第三十七条 役員及び職員（副理事長）

五十九 第三十八条 役員及び職員（副理事長）

六十 第三十九条 役員及び職員（副理事長）

六十一 第四十条 役員及び職員（副理事長）

六十二 第四十一条 役員及び職員（副理事長）

六十三 第四十二条 役員及び職員（副理事長）

六十四 第四十三条 役員及び職員（副理事長）

六十五 第四十四条 役員及び職員（副理事長）

六十六 第四十五条 役員及び職員（副理事長）

六十七 第四十六条 役員及び職員（副理事長）

六十八 第四十七条 役員及び職員（副理事長）

六十九 第四十八条 役員及び職員（副理事長）

七十 第四十九条 役員及び職員（副理事長）

う。）並びに中小企業に対する助言、情報の提供その他中小企業の振興に寄与する事業を行ふものとして設立された経済産業省令で定める法人の役員及び職員の養成及び研修を行ふこと、並びに都道府県が行うことが困難な中小企業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を行うこと。

法」という。) 第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等、中心市街地活性化法第四十四条の規定による協力並びに中心市街地活性化法第五十二条第一項の規定による債務の保証及び同条第二項の規定による貸付けを行うこと。

九 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第一号、第一二二号文書第二に二五〇の見じにて)

二十一 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第一百四十五号）第二十二条及び第二十五条の規定による協力をを行うこと。
二十二 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第十条の規定による協力をを行うこと。

百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

を行う都道府県に対し、当該事業を行いうるに必要な資金の一部の貸付けを行うこと。
イ 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行いうるに

（十八号）第十二条及び第二十五条の規定による債務の保証、同法第三十条第一項の規定による助言並びに同条第二項並びに同法第三十一条、第四十条、第四十六条及び第六十四条の規定による協力を行うこと。

二十三 地域経済活性化等の促進に関する法律(平成二十一年法律第四十号)第百三十条第一項の規定による助言並びに同条第一項及び同法第三十五条の規定による協力をを行うこと。

三項の共済契約者をいふ（以下同じ）又は共済契約者であった者のうち同法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた後解約手当金（同法第十二条第一項の解約手当金をいう。）の支給の請求をしていないものその者の事業に必要な資金、その事業に関する資金及びその者の生活の向上に必要な資金

いう」を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金（土地、建物その他の施設を取得し、造成され、又は整備すること）に必要となる。

十一 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十二年法律第八十号）第十条の規定による

二十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を
の成果を普及すること。並てはそ
情報の収集 調査及び研究を行ひ

号から第三号までに掲げる個人又は同項第五号から第七号までに規定する会社を直接又は間接の萬投票とするものであつて、改

集積の活性化を支援する事業を行う者に対する
し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付
けを行うこと。

政規則及び取扱いに関する法律（昭和二十三年法律第四十号）第一百三十条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備

行は支障のない範囲内では、次に掲げる業務を行うことができる。

役員がその役員たる小規模企業者としての地位において共済契約（小規模企業共済法第二条第二項の「セカンド」）を締結

行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

十一号) 第三十条及び第五十九条の規定による貸付けを行うこと。

三 次に掲げる者に対し、その事業を行うのに関する研修を行うこと。

ハ 主としてイ又はロに掲げる者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体 その団体の事務局

五 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資（第十四号に該当するものを除く。）を行うこと。

詔 同法第六十五条の六の規定による取扱
同法第七十八条及び第一百二十一条第一項の規定
による協力並びに同法第一百四十条の規定に

四 前項第一号に掲げる業務を行うための施設う者

第五号イ及びハに掲げる業務の範囲は、政令で定める。

口 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者

**十六 小規模企業共済法の規定による小規模企
業第三十五号) 第二十四条の規定による債務
の保証を行うこと。**

般の利用に供すること。

。第二項第八号に掲げる業務は、第十八条第一項第一号に掲げる業務の後等に付するもの。

事業を行うのに必要な助成を行うこと。
七 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成

法律第八十四号)の規定による中小企業倒産防止共済事業を行うこと。

九条第二項の規定による特定の地域における施設の整備、技術的援助等を行うこと。七 委託を受けて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第

。 機構は、第一項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九条第一項に規定するものに限る。）及び第一項第十二号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うも

備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)以下「改正前地方拠点法」という。)第四十条第一項第一号の規定により公団が造成、整備又は管理(同項第三号に規定するこれらに附帯する業務を含む。)を行つてある産業業務施設用地及び施設につき、造成、整備、管理及び譲渡を行うこと。

三 機構の成立の際現に改正法附則第二十八条の規定による改正前の新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)以下「改正前新事業創出促進法」という。)附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前新事業創出促進法附則第九条(第二号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第三十二号)以下「旧特定事業集積促進法」という。)第七条第一項第一号の規定により公団が管理している業務用地につき、管理及び譲渡を行うこと。

四 前項に掲げる業務の円滑な実施を図るための業務(中小企業等経営強化法附則第四条第一項の業務)東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(百三十一条第一項の業務)第一号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 前各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行ふこと。

六 機構は、前項の業務の円滑な実施を図るため、第十五条第一項及び第二項並びに前項の業務のほか、同条第一項及び前項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うこと。

二 改正前地方拠点法第四十条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務

三 機構は、前二項の業務に係る経理について整理しなければならない。

4 機構は、第一項及び第二項、前条第一項及び第二項並びに前項の業務を終えた後遅滞なく、第五項に規定する特別の勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を一般勘定に帰属させるものとす

5 前項の規定にかかるわらず、機構が第一項及び第二項の業務を終えた際に、第三項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を上回る場合において、経済産業大臣が財務大臣と協議してその差額に相当する金額のうち財政投融資特別会計の投資勘定に納付すべき金額を定めたときは、機構は、政令で定めるところに上回る場合において、経済産業大臣が財務大臣と協議してその差額に相当する金額のうち財政投融資特別会計の投資勘定に納付すべき金額を定め、当該金額を財政投融資特別会計の投資勘定に納付しなければならない。

6 第四項の規定による第三項に規定する特別の勘定の廃止の時において、改正法附則第三条第七項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた額のうち第一項及び第二項の業務に係る部分として経済産業大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

(公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例)

第六条 機構は、平成二十二年度の終了の日までに、第十五条第一項及び第二項、前条第一項及び第二項並びに前三項に限り、第十五条第一項及び第二項並びに前条第一項及び第二項の業務のほか、旧産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十号)附則第二項本文の規定にかかるわらず、同項ただし書に規定する地方債に係る利子補給金を支給する業務を行うこと。

二 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項、前条第一項及び第二項並びに前項の業務のほか、株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第十五条第一項の規定による解散前の日本政策投資銀行が石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号)第六条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の地域振興整備公団法(以下「平成十二年改正前の公団法」という。)第十九条第一項第四号において規定する地域において当該地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対し、第一項から第四項までの業務を終えた後遅滞なく、第五項に規定する特別の勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を一般勘定に帰属させるものとする。

8 前項の規定による第五項に規定する特別の勘定の廃止の時において、改正法附則第三条第六項の規定により政府から機構に対し出資された

3 機構は、前項の政令で定める日までの間、第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに前条第一項から第四項までの業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。

一 機構の成立の際現に旧公団法附則第十条第二項第一号の規定により公団が管理を行つてある平成十二年改正前の公団法第十九条第一項第四号の規定により公団が造成又は建設を行つた土地及び工作物につき、管理及び譲渡を行うこと。

二 機構の成立の際現に旧公団法附則第十条第二項第二号の規定により公団が管理を行つてある平成十二年改正前の公団法第十九条第一項第六号の規定により工業用水の供給の用に供した工業用水道につき、管理及び譲渡を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四 機構は、前項の業務の円滑な実施を図るため、第十五条第一項及び第二項、前条第一項及び第二項並びに前三項の業務のほか、第十五条第一項、前条第一項及び第二項並びに前項の業務のほか、第十五条第一項及び第二項並びに前三項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、平成十二年改正前の公団法第十九条第二項各号に掲げる業務(同条第一項第四号に規定する地域における鉱工業等の振興に係るものに限る。)を行うことができる。

5 機構は、前各項の業務に係る経理について整理しなければならない。

6 機構は、第一項から第四項までの業務を終えた場合において、その際前項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を上回るときは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより国庫に納付なければならない。

7 機構は、前項の規定により国庫納付をしたときは、(同項に規定する場合において同項に規定する資産の価額が負債の金額を下回るときは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより国庫に納付しなければならない。

8 前項の規定による第五項に規定する特別の勘定の廃止の時において、改正法附則第三条第六項の規定により政府から機構に対し出資された

ものとされた額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

(旧特定事業集積促進法等に係る業務の特例)

第七条 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに前条第一項から第四項までの業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。

一 機構の成立の際現に廢止法附則第四十四条第二項第一項及び第二項、前条第一項及び第二項並びに前二項の業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。

二 機構の成立の際現に旧公団法附則第十条第二項第一号の規定により公団が管理を行つてある平成十二年改正前の公団法第十九条第一項第四号の規定により公団が造成又は建設を行つた土地及び工作物につき、管理及び譲渡を行うこと。

三 機構の成立の際現に廢止法附則第四十七条第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに前条第一項から第四項までの業務のほか、第十五条第一項及び第二項、前条第一項及び第二項、前条第一項及び第二項並びに前三項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、平成十二年改正前の公団法第十九条第二項各号に掲げる業務(同条第一項第四号に規定する地域における鉱工業等の振興に係るものに限る。)を行うこと。

四 機構の成立の際現に廢止法附則第四十六条第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに前条第一項から第四項までの業務を終えた後遅滞なく、第五項に規定する特別の勘定を廃止するものとされる同法附則第五条の規定による廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に係る臨時措置法(平成七年法律第六十一号)第十一条第一号の規定により基金が行つてゐる債務の保証に係る借り入れにつき債務の保証を行うこと。

三 機構の成立の際現に廢止法附則第四十六条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第五条の規定による廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に係る臨時措置法(平成七年法律第六十一号)第十一条第一号の規定により基金が行つてゐる債務の保証に係る借り入れにつき債務の保証を行うこと。

四 機構の成立の際現に廢止法附則第四十六条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第二十六号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法第十四条第一号の規定により基金が行つてゐる債務の保証に係る借り入れにつき債務の保証を行うこと。

(旧織維法に係る業務の特例)

第八条 機構は、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項

(附則第十四条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定における経理を行つてゐる金額に限る。)のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

附則第十三条の一第一項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

第十三条の五 機構は、附則第八条の九各号に掲げる業務ごとに、それぞれの業務を終えた後に、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額(附則第十四条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行つてゐる金額に限る。)のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

二 附則第十三条の二第一項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

第十三条の六 機構は、附則第八条の十に規定する業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額(次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行つてゐる金額に限る。)のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

二 附則第十三条の二第一項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10

第六条 (調整規定) この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第二号)。以下「整備法」という。の施行の日前である場合には、附則第四条の印紙税法別表第三の改正規定中、「第十一号並びに第十二号」とあるのは、「第十二号並びに第十三号」と、「並びに第十一号から第十三号まで」とあるのは、「並びに第十二号から第十四号まで」とし、前条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人中小企業基盤整備機構法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正に伴う調整規定)

第二十三条 施行日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第一号)の施行の日前である場合には、前条中「第十五条第一項第九号」とあるのは、「第十五条第一項第十号」とする。

附 則 (平成二年七月一五日法律第八〇号)
(施行期日) 抄

（施行期日の法律は、公布の日から起算して六月

盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十五号)附則第三条第一項の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下この条において「中小機構」という。)が同項の規定による解散前の地域振興整備公団から承継した長期借入金が財政融資資金による貸付けに係るものである場合における当該長期借入金についての同号に定める日以後における財政融資基金法第十条第一項の規定の適用について、中小機構を同項第七号に規定する法人とみなす。

附 則（平成二年四月三〇日法律第二
九号）抄

(施行期日)

112

正規規定	第一条の項の改定	第二十二条の項の改定	四条の表則第十四条の改正	第一項規則第十八条の改正	第一項規則第十九条の改正	四条の表則第十一条の改正	附則第十号	
			〔第十三号〕を「〔同項第十一号〕を〔同項第十号〕」			〔第十一号〕を「〔同項第十一号〕」	〔第十二号〕	号、第十号及び第十二号
			〔第十三号〕を「〔第十四号〕」			〔第十一号〕を「〔第十二号〕」	〔第十二号〕	、第十号及び第十三号

則（平成二三年五月一日法律第四〇四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条の規定は、総合特別区域法

の項の改
正規定

の項の改
正規定

ない。
附 則（平成二十三年六月二二日法律第七

の項の改
正規定
2 前項の場合において、前条の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、前条の規定は、適用しない。 附 則 (平成二十三年六月二二日法律第七 二号) 抄 (施行期日) （五号）抄	<p>第一條 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日</p> <p>附 則 (平成二十三年六月二九日法律第八 一号) 抄 (施行期日) （五号）抄</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十四年三月三一日法律第二 五号) 抄 (施行期日)</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二十二条、第二十六条、第二十七条、第五章第一節及び第六章並びに附則第三条、第六条、第八条から第十三条まで、第十七条、第二十四条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>（政令の委任）</p>
<p>第二十七条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成二十四年六月二七日法律第四 四号) 抄</p>	<p>第二十七条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>

(施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成二十五年五月一〇日法律第一二号) 抄 (施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成二十五年六月二一日法律第五七号) 抄 (施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成二十五年四月二五日法律第三〇号) 抄 (施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成二六年六月一二月一一日法律第六七号) 抄 (施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成二六年四月二五日法律第三〇号) 抄 (施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成二六年六月二七日法律第九五号) 抄 (施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成二七年八月二八日法律第六一号) 抄 (施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成二七年五月七日法律第二〇号) 抄 (施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成二七年七月一五日法律第五八号) 抄 (施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成二七年六月二六日法律第四九号) 抄 (施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成二七年七月一五日法律第五八号) 抄 (施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成二九年五月一九日法律第三五号) 抄 (施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成二九年六月二日法律第四七号) 抄 (施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日
(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)
第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和二年六月一二日法律第四六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年六月一九日法律第五八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年六月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十一條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)
第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況について

況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)
第十九条 この法律(附則第一条第二号から第四号までに掲げる規定にあつては、当該規定以下この条及び次条において同じ)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中産業競争力強化法目次の改正規定(事業活動における知的財産権)を「場所の定めのない株主総会等」に改める部分に限る。及び同法第三章第四節の改正規定並びに附則第三条、第十九条及び第二十条の規定

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第三条の規定、第八条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び第十条の規定並びに附則第四条から第六条まで、第十二条から第十八条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十八条、第三十条、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定

三 第八条中独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の改正規定、同条第五項を同条第六項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定及び同条第三項の次に一項を加える改正規定

四 第二項第八号の改正規定、同法第十八条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項の改正規定並びに同法第十六条の改正規定、同法第十七条第一項第一号の改正規定及び第十八条第一項第三号の項の改正規定並びに附則第二十一条の規定及び附則第二十二条の規定(印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第三の文書名の欄の改正規定(第十七号及び第十八号)を「第十六号並びに第十七号」に改める部分を除く。)に限る。)公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)
第二十条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(施行期日)
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)
附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和六年六月七日法律第四五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。